

地域公共交通「リ・デザイン」推進事業補助金 申請の手引き (令和8年度版)

千葉県総合企画部交通計画課

地域公共交通の維持・確保に向けて、より利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通への再構築（リ・デザイン）を推進するため、市町村や公共交通事業者等が実施する路線の再編や交通モードの転換等に資する取組に対し、補助を行います。

この手引きは、補助金の申請手続きについて説明するものです。申請の際は必ず内容をご確認ください。

※ 令和8年度から、補助金の活用意向団体に対しては、事業をより効果的に実施していただくため、県が委託する外部コンサル事業者による助言を、事業開始前、事業実施中及び事業完了後のそれぞれのタイミングで適宜予定しています。

補助を受ける団体はこれらの助言に対し、事業に支障のない範囲で可能な限り改善を図っていただくこととなりますので、御承知おきください。

○申請受付

- ・ 交通再編事業及び交通DX事業

令和8年4月1日（水）より

- ・ 路線維持事業

補助対象期間の運行終了後、令和8年11月30日（月）まで

○申請方法

電子メール又は郵送により、各申請書類を提出してください。

※ 電子メールによる提出の場合、メール本文と添付ファイルの合計が7.2MBを超える場合は、複数のメールに分けて提出をお願いします。また、交付要綱の別記様式以外の書類は、スキャンした電子データにより提出をお願いします。

○申請窓口・問合せ先

千葉県総合企画部交通計画課 地域公共交通室

電話：043-223-2063

メール：koukei4@mz.pref.chiba.lg.jp

住所：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

1 補助対象者

(1) 県内市町村

(2) 県内協議会

〔 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条に規定する協議会 〕

(3) 公共交通事業者

〔 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 3 条に規定する国土交通大臣の特許を受けて行う運送事業、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イ又はハに規定する一般旅客自動車運送事業など、不特定多数の人々が利用する交通機関を運行する者 〕

(4) その他、地域公共交通の利便性や効率性、持続可能性を向上するための事業を行う能力があると知事が認めた者

例) 公共ライドシェアの運行主体となる NPO

2 補助対象事業等

※記載している取組はあくまで一例です。本手引きだけで判断せず、対象事業となるか必ず事前に御相談ください。

(1) 交通再編事業

路線の再編や交通モードの転換等により、交通再編を推進する事業に対して補助を行います。

補助対象事業の例
✓ 自家用車活用事業や自家用有償旅客運送事業、コミュニティバス、デマンド交通等の新規導入、見直し等に係る調査や実証事業
✓ 乗合バスの路線や系統の再編・統合等に係る調査や実証事業
✓ 乗合バスとコミュニティバスやデマンド交通との再編・統合等に係る調査や実証事業
✓ 地域における公共交通と公共交通以外の輸送サービス（企業・病院・学校の送迎等）との再編・統合等に係る調査や実証事業
✓ 既存公共交通における車両のダウンサイジング等によるコスト低減等、運行の効率化に係る調査や実証事業
✓ 地域公共交通の利用促進を図る取組等、運賃収入確保による持続性向上を目的とする事業
対象経費
基礎データの収集・分析などに係る調査経費、地域の関係者との合意形成に向けた会議や説明会等の開催経費、実証運行に係る経費（実証運行に必要な新規車両導入費含む）、広報費 等
補助対象期間
令和 8 年度（交付決定～令和 9 年 3 月 31 日）

(2) 交通DX事業

新技術・デジタル技術の導入により交通DXを推進する事業に対して補助を行います。

補助対象事業の例
✓ 新技術・デジタル技術を活用した地域公共交通の導入に向けた調査や実証事業（自動運転バス、AI デマンド交通、MaaS等）
✓ 新技術・デジタル技術を活用し、地域公共交通の利便性や効率性の向上を図る事業（ICカードデータの分析、スマートバス停、オープンデータ化、バスロケーションサービス等）
対象経費
基礎データの収集・分析などに係る調査経費、システム・ソフトウェア等の使用料、実証運行に係る経費（実証運行に必要な新規車両導入費含む）等
補助対象期間
令和8年度（交付決定～令和9年3月31日）

(3) 路線維持事業

リ・デザイン推進事業を検討する間、現行バス路線を維持する事業に対して補助を行います。

補助対象事業の例
✓ 地域間幹線系統補助金の補助要件を満たさなくなった系統（及び関連する系統）について、地域にとって必要な移動手段を確保する方策を検討・協議する間、最低限の運行を維持するための経費
※ 市町村と公共交通事業者等の協議により、路線の再編や交通モードの転換等を行い、地域にとって必要な移動手段を実現する場合に限る。
対象経費
運行経費（経常費用－経常収益）
補助対象経費の算定期間
令和7年10月1日～令和8年9月30日

○補助率及び補助上限額

補助率： 1/2 以内（補助上限額 10,000 千円）

○控除対象となる収入額

①国庫補助金、交付金 等

②寄付金

③その他の収入（補助対象事業において補助対象者が得た収入等）

例）運賃収入

※消費税について

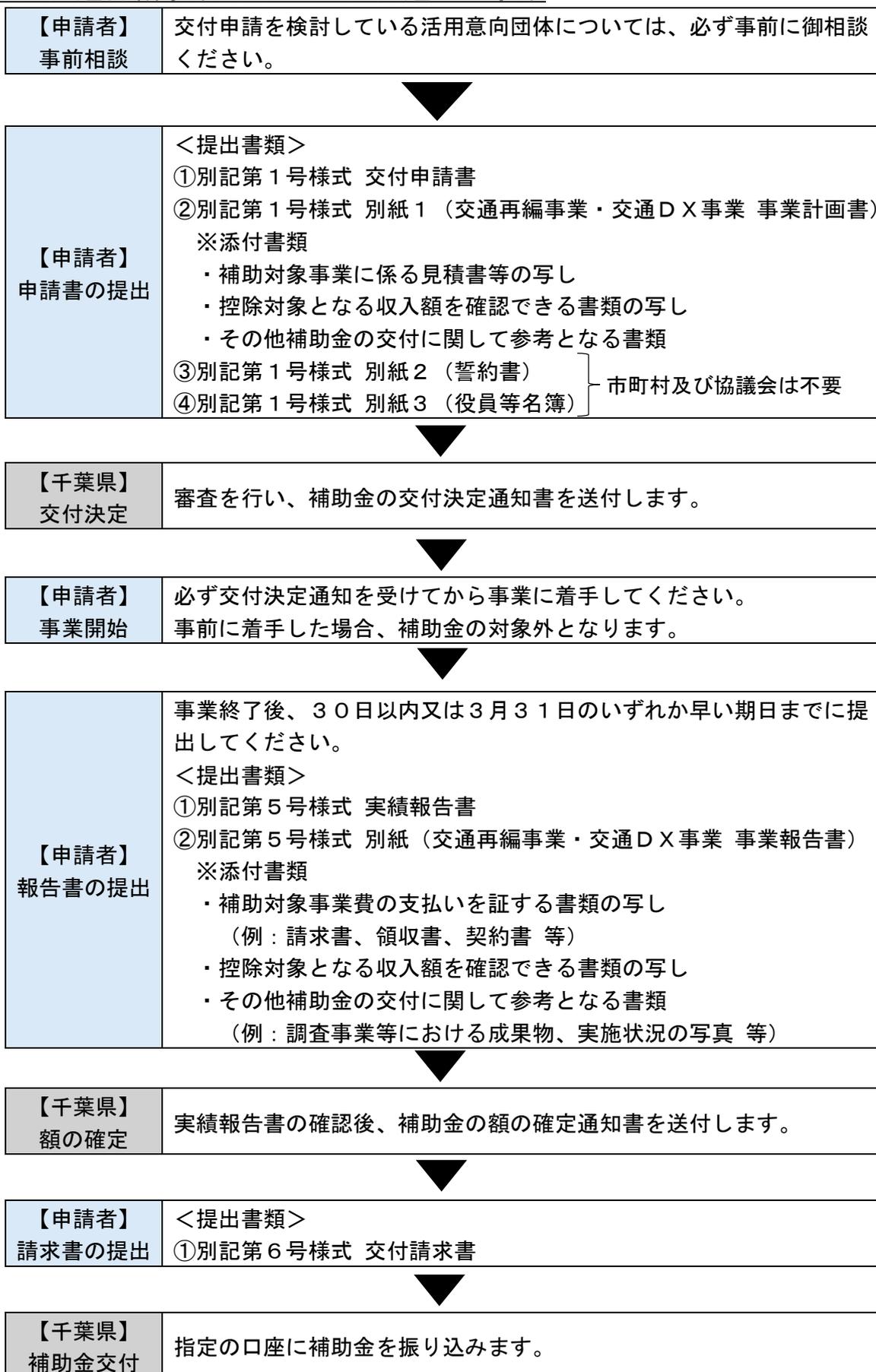
税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、課税事業者である補助事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、当該補助事業者が消費税の確定申告を行うことで、補助対象事業に係る課税仕入れに伴う消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金が重複しないよう、原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。

よって、課税事業者が補助金額を算定する際には、消費税等を補助対象経費から除いた上で補助金額を算出し、申請書類を提出してください。

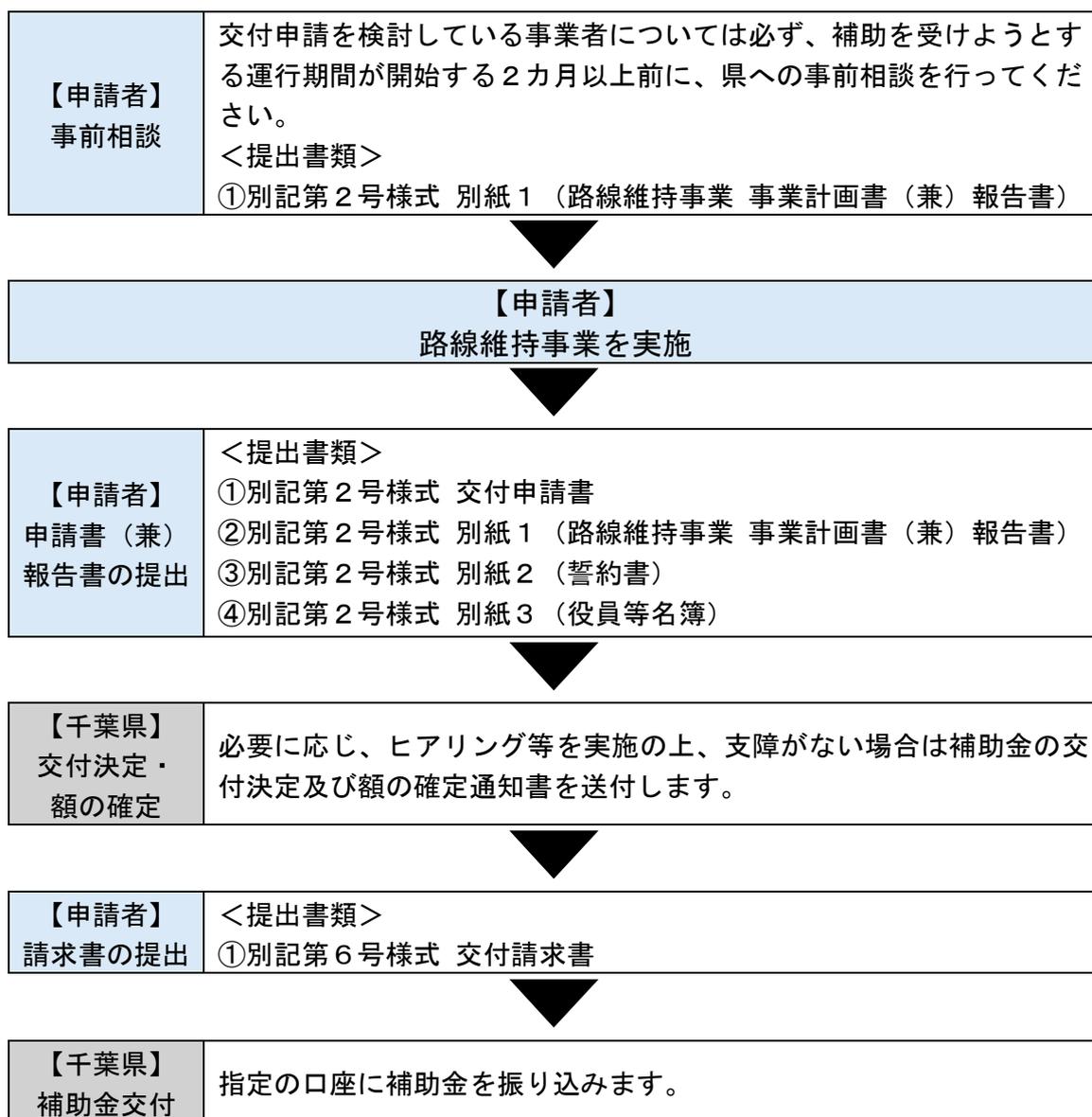
3 申請手続き

事業開始前、事業実施中及び事業完了後のそれぞれのタイミングで適宜、外部コンサル事業者による助言等を実施

(1) 交通再編事業 及び (2) 交通DX事業



(3) 路線維持事業



4 事業内容の変更等

- ・ 交付決定を受けた補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、交付要綱に従って、承認を得る必要があります。
- ・ 変更等が見込まれる場合には、必ずあらかじめ県へ相談し、必要な対応の指示を受けてください。当初の事業内容になく、また事前に変更の承認を得ずに実施した事業は補助対象外となります。

5 事業の状況報告

- ・ 交付決定を受けた補助事業者は、県が補助対象事業の状況報告を求めたときは、交付要綱に従って、遂行状況報告書を提出する必要があります。

6 補助対象事業終了後

- ・ 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければなりません。
- ・ 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳を設け、その保管状況を明らかにしておく必要があります。
- ・ 処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、取得財産等の処分承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。

7 その他申請にあたっての注意事項

- ・ 本補助金について、県に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
- ・ 不正行為が認められた場合は、県からの交付決定及びその他の決定を取り消します。また、既に受領済みの補助金がある場合においては、千葉県補助金等交付規則に基づき取消対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。
- ・ 手続きを迅速に進めるため、交付申請書等を提出いただく際は、要綱及び手引きをよく読み、書類の不足や不備等がないことを御確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 県から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに御対応をお願いします。
- ・ 交付要綱の各様式について、誓約書（申請書別紙2）及び役員名簿（申請書別紙3）を除き押印不要です。電子メールで提出いただく場合は、押印した誓約書及び役員名簿をデータ化して、電子メールに添付し、押印した原本は申請者自身で保管しておいてください。
- ・ 補助金の額は、千円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額となります。
- ・ 交通再編事業及び交通DX事業については、必ず交付決定通知を受けてから事業に着手してください。事前に着手した場合、補助金の対象外となります。
- ・ 本補助金は市町村等による補助制度において重複可能であれば、併用して受けることができます。
- ・ 申請にあたって御提供いただく個人情報を含む申請情報は、審査に必要な範囲でのみ利用します。